

主要な論点に対する前回の主な議論

宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県の5県において開催した指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下「市町村長会議」という。）やその後に市町村長からいただいた様々な意見等を踏まえ、施設の安全性や選定手順等を検討するにあたり本有識者会議でご議論いただきたい主要な論点を（1）施設の安全性、（2）選定手順・評価項目・評価基準、（3）その他の観点から分類・整理し、前回有識者会議でいただいた主な意見を示した。

（1）施設の安全性について

- 地震対策に関して、施設の耐震性を確保していくこととしているが、候補地選定に当たり地震対策の観点から避けるべき地域は、施設に大きな変位を与える可能性がある活断層とすべきか。または、活断層の近傍も対象とすべきか。活断層の近傍を避けるべき地域とする場合は、活断層からの距離をどの程度考慮すべきか。

【前回会議における主な意見】

- 建物の安全性は、活断層の真上でなければ、多少傾いても構造物としては大丈夫であるものの、より安全を見るため、候補地を活断層からどのくらい離すかは、
 - ① 場所の不確実性の問題からダムの基準の300m程度みておいた方がよい。
 - ② 活断層の端部及び、推定活断層も同じように見た方がよい。
- 活断層の端部は、事前のボーリング調査で確認が困難であり、候補地で造成工事を始めてから活断層が見つかった場合は、安全性の評価を行う等慎重に対応すべき。
- 火山対策に関して、火山の規模、噴火するリスク、噴火したときの影響を考慮すると、候補地選定にあたり、火山周辺で避けるべき地域は、どの程度の距離をとればよいか。
- 洪水、津波などの様々なリスクについては、施設の安全性で対応できるものと、立地場所の選定にあたり配慮すべきものがあるが、どのように考慮すべきか。

【前回会議における主な意見】

- 立地選定の過程では、土地の属性に関する指標は入れやすいが、どこの地域でも発生する自然災害は指標にいれにくい。
- コンクリート構造物であり、破損などがあっても、速やかに修繕することが可能であることを踏まえる必要がある。
- 様々な事故が発生して周辺への環境の影響を考慮するため、シナリオ評価を行い、

リスクの程度を明らかにし、対策を講じられるようにすべき。

- 液状化が起こりやすい地域において、施設の安全性をどう確保していくか。

【前回会議における主な意見】

- 液状化が起こりやすい地域については、事前に調査を行うことで明らかにするが可能であり、液状化の危険度の高い地域では、工学的な液状化対策でも十分対処可能である。
- 水源対策に関して、施設の構造により周辺環境と遮断することとしているが、候補地選定に当たり、水源対策の観点から避けるべき地域は存在するか。候補地と水源の距離はどの程度離れていればよいか。
- 国が行う最終処分場の管理事業において、監視体制をどのように構築すべきか。

【前回会議における主な意見】

- 住民参加型の監視体制がいいのではないか。バイオアッセイは、数字で見るよりもわかりやすい。
- 管理点検廊から目視による監視を行う第 1 監視期間から、管理点検廊にベントナイト混合土を封入し周辺のモニタリングを中心とする第 2 監視期間への移行の条件や時期については、8,000Bq/kg の目安、放射性セシウムの半減期、指定廃棄物中の放射性セシウム濃度、コンクリート構造物の耐久性等からみて、どのように考えればよいか。

【前回会議における主な意見】

- 第 1 監視期間から第 2 監視期間に移行する期間は、コンクリート強度の耐用年数や指定廃棄物の放射性セシウムの減衰から評価すべきだが、地元の意見も考慮すべき。

(2) 選定手順・評価項目・評価基準について

- 各自治体において条例で定められている事項（環境アセス、水源地の立地規制 等）について、安全の確保、安心の確保の観点から、それぞれ候補地の選定の過程においてどう位置付けるべきか。
- 保護すべき豊かな自然がある地域、観光が盛んな地域、食品産業の集積地、廃棄物処理施設の立地問題を抱えているなどの地域の特性についてはどのように考慮すべきか。当該地域の近傍を除外すべきか、または安心の観点から優先度を評価すべきか。指定廃棄物を最終処分場に運搬する場合、これらの地域を通過する際の配慮をどのように行うべきか。

【前回会議における主な意見】

- 運搬時には飛散流出のリスクがあるため、どのような運搬形態、ルートの設定等リスクを下げるができるかの配慮が必要。
- 選定手順の目的は最も望ましい候補地を見つけることにあるが、市町村長会議の意見の尊重について、様々な意見を尊重することによって除外する場所が多くなりすぎると候補地が見つからなくなるため、尊重すべき事項の内容は処分場の確保の観点も考慮する必要がある。
- 指定廃棄物の発生場所や発生量については、候補地の選定の過程においてどのように考慮すべきか。発生量に応じた評価をすべきか。
- 選定過程における透明性や公平性はどのように確保すべきか。

(3) その他について

- 指定廃棄物の処理は、指定廃棄物が排出された県内において行うとするとの放射性物質汚染対処特措法の基本方針を見直すべきとの意見について、どのように考えるべきか。

【前回会議における主な意見】

- 特措法における国の責任だけでなく、市町村の責任（責務）を踏まえた上で、県や市町村の地域の方々に、処分を進めるためにも協力することを醸成していく必要がある。
- 基本方針見直しの意見がでてきていることについては、今後の指定廃棄物処理の方針が変われば、処理の方法論も変わる。
- 基本方針を決めた時期に比べ、現在では指定廃棄物の量や分布などが明らかとなってきた。市町村長会議の状況を踏まえれば、早く処理してほしい県と慎重に進めてほしい県で状況が異なっており、地域の状況によった対応が必要。
- 県内で集約して指定廃棄物を処理することは難しく、市町村単位で指定廃棄物を処理すべきという意見についてどのように考えるべきか。
- 施設立地にあたり、施設の安全性の丁寧な説明や、適切なモニタリング結果の広報などに万全を尽くすことにより、風評被害は防止すべきであると考えている。更なる対応策については、候補地の選定がある程度進み、候補地が具体的に変わった段階で、地域の状況を踏まえて検討することでよいか。
- 地域振興に向け、どのような対応をすべきか。候補地の選定におけるどの段階で具体的に検討すべきか。

- 放射性セシウム濃度が減衰して 8,000Bq/kg 以下となった廃棄物については、国が作る最終処分場で処分する以外の選択肢として既存の管理型処分場で処分することも選択肢に含めるべきか。

【前回会議における主な意見】

- 指定廃棄物が 8,000Bq/kg 以下となった場合については、県によってどの程度の量がいつ 8,000Bq/kg 以下となるのかが変わることや、既存の処分場の活用の可能性も考慮して、既存の管理型処分場で処理することを選択肢として考えるべき。